

由仁町特定公共賃貸住宅申込要領及び注意事項

1 申込手續について

(1) 申込書類

- ア 由仁町特定公共賃貸住宅入居申込書(別紙)に必要事項を記入してください。
- イ 暴力団であるかどうかについて警察署へ意見を聴くことの同意書(別紙)
- ウ 入居予定者全員の本籍の記載された住民票(外国人の方で特別永住者証明の交付対象となる方は、住民基本台帳法に基づき、当町で作成された住民票)
- エ 収入を証明するもの(収入のある方全員の分が必要です。)

① 給与所得の方

- ・前年1月1日以前から引き続き同じ場所に勤めている方
前年分の源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書(6月以内)
- ・上記以外の方
職場から給与所得証明見込証明書(申込書の裏面に記載)

② 事業所得(自営業)の方

- ・確定申告書の写し、又は市町村長が発行する所得証明書(6月以内)

③ 公的年金を受けている方

- ・年金、恩給、障害者年金等の振込に通知書又は公的年金等の源泉徴収票を持参してください。

④ すでに退職された方及び失業状態にある方

- ・退職証明書、失業状態が確認できる書類(雇用保険受給者証、離職票)

オ 市町村税を滞納していない証明書(就学者を除く)

由仁町では住民課税務担当が窓口です。

① 市町村長が発行する市町村税完納証明書

② 非課税の方は市町村長が発行する非課税証明書

③ 申込時の年の1月1日現在で由仁町に在住していない方は、以前住んでいた市町村で発行する納税証明書

カ その他必要な書類

① 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は持参してください。

② 学生の方(高校生以下の方は不要)

- ・通学先の学校が発行する在学証明書

③ その他

- ・同居する方が婚約者である場合、婚約証明書と婚約者の収入の有無を証明する書類(婚約者が退職する場合は退職証明書)

(2) 申込資格

- ア 世帯向け：同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はその他の婚姻の予約者を含む)があること。

単身向け：単身者

- イ 月額所得が次の基準に該当すること。

- ・収入基準：世帯向け～入居者及び同居者の前年度の合算収入の月額が15万8千円以上48万7千円以下の所得の方
単身向け～前年の月額が15万8千円以上48万7千円以下の所得の方（15万8千円に満たない方については、所得の上昇が見込まれる方（過去2年間の所得証明等が必要です。））

ウ 市町村税の滞納がないこと。

エ 連帯保証人があること。

オ 単身者については町内に住所を有し、又は住所を有しようとする。また、年齢については18歳以上59歳以下とする。

カ 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 月収額の計算方法について

「収入」とは、ここでは税込総支給額を、「所得」とは、一定の計算方法で算出した金額をいいます。（給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額です。）

（1）入居者及び同居する家族（婚約者も含みます。）に所得がある者が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算してから所得金額を合算します。

（2）国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、各種共済年金の収入は、月収額計算の際、給与収入（雑所得）として扱います。

（3）次のような収入は、所得税法の課税対象とならないため月収額の対象になりません。

- ・生活保護の生活援助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金等

3 申込について

（1）申込書提出後は記載事項の変更はできません。

（2）原則、申込書提出後は入居しようとする人の増減はできません。

（3）申込書を審査した結果、失格や無効であることが明らかなきは、その旨通知します。

4 入居決定について

入居の申込をした人が募集の戸数を超える場合は、公開抽選によります。

なお、個々の部屋についても抽選をします。

5 入居手続について

（1）入居決定者は、別途入居許可の通知があった日から10日以内に入居手続を済ませてください。

※注意 この期間内に手続のない場合は、入居許可を取り消すことがあります。

なお、都合の悪い場合は理由を申し出てください。

（2）敷金は家賃の2か月分を入居手続きの時に納めてください。なお、敷金は入居者が住宅を立退くとき還付します。また、敷金には利子は付けません。

- (3) 入居決定者と連帯保証人の連署する「由仁町特定公共賃貸住宅入居請書」を提出してください。

6 入居について

- (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納めていただきます。ただし、入居又は明渡しにおいて、その月の試用期間が1か月に満たないときはその月の家賃は日割り計算になります。(月額家賃×使用日数÷その月の日数)

- (2) 次に掲げる費用は入居者の負担になります。

ア 上下水道

由仁町水道事業及び農業集落排水施設の条例に基づく使用料

イ 専用電気及び機器類(専用電気)

北海道電力㈱の規定に基づき機器の貸与料及び使用料

居間・洋間などの各部屋については照明器具が取り付けられておりませんので入居者が購入取付けのうえ使用してください。

なお、備付けの照明器具についてもランプ類が損傷した場合は、入居者の負担で取替えてください。

ウ 共用電気

建物玄関、階段照明及び屋外照明(外灯)に要する電気料金

共同の電気使用料は、1棟10戸(入居者数)の按分で負担していただき、北海道電力㈱に支払ってください。

エ LPガス

取扱店と入居者の契約による機器の貸与料及び使用料(世帯用)

オ 電話

日本電信電話㈱の規定に基づく機器の貸与料及び使用料

カ テレビの受信料等

地上デジタル放送が受信できるように配管及び配線をしています。

また、衛星放送も受信できるように配管及び配線していますが、アンテナは取り付けられていないので必要な方は、機器及び工事の費用を負担してください。

なお、衛星放送工事を希望される方は、事前に申し出てください。

キ 灯油

取扱店と入居者の契約による機器の貸与料及び使用料

各戸専用の灯油タンク(単身用90ℓ 世帯用490ℓ)を設置し室内に配管をしています。

ク 網戸

網戸本体及び網戸の網の張り替え費用

ケ 物干し竿(物干し台を除く)

コ 汚物及びじんかいの処理に要する費用

サ 共同施設の使用又は維持運営に要する費用

シ 入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、復旧に要する費用

- (3) その他

ア 退去時における畳の裏返し及び襖の張り替えに要する費用

住宅の使用期間が6か月以上の場合、退去時に畳の裏返し、襖の張り替えの費用を負担していただきます。1枚当たりの各単価は、毎年4月に業者見積等を参考に決定します。

イ 車の保管場所は、建物の南側のスペースを利用してください。

ウ 由仁町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例並びに同施行規則によります。

何か不明な点がありましたらお問い合わせください。

由仁町役場建設水道土木・建築担当

電話 0123-83-2116